# (別記様式第1号)

計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	秋田市

# 秋田市鳥獸被害防止計画

# <連絡先>

担当部署名秋田市産業振興部農地森林整備課所所在地秋田市山王一丁目1番1号電話番号018-8888-5741(直通)FAX番号018-888-5376メールアドレスro-agfr@city.akita.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【大型動物】 ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンカモシカ(以下「カモシカ」という。) 【中型動物】 タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、テン 【鳥 類】 スズメ、ムクドリ、ハシブトガラス・ハシボソガラス
	(以下「カラス類」という。)、トビ、ドバト、キジバト、カワウ
計画期間	令和6年度 ~ 令和8年度
対象地域	秋田市

#### 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

## (1)被害の現状(令和5年度)

	被害の現状									
鳥獣の種類	品目	被害数値								
	m p	被害面積	被害金額							
ツキノワグマ	水稲、リンゴ、ナシ、クリ、 養蜂、畜産飼料など	13. 59ha	19,712千円							
イノシシ	水稲、耕作地・畦畔の掘り 起こし	0. 05ha	60千円							
タヌキ	果樹、野菜類、家屋		_							
アナグマ	果樹、野菜類、家屋	l								
ハクビシン	果樹、家屋	1	_							
カラス類	衛生環境	1	_							
ムクドリ	リンゴ、衛生環境	1	1							

- ※ツキノワグマによる養蜂被害の面積は含まれない
- ※ツキノワグマが食い荒らした畜産飼料の被害金額は不明
- ※イノシシによる耕作地や畦畔等の掘り起こしの被害数値は不明
- ※中型動物および鳥類による農作物等の被害数値は不明

## (2)被害の傾向

## 【ツキノワグマ】

#### (近年の農作物等の被害)

水稲 (9月)、トウモロコシ (8月)、スイカ (8~9月)、リンゴ (7~12月)、モモ (7~8月)、養蜂 (5~11月)、ナシ (11月)、クリ (9~11月)の被害が発生したほか、牛舎や豚舎などでの畜産飼料の食い荒らし (4~11月)が発生している。

また、山にエサとなるものが少なかった令和5年度は、上記に加え、庭木のクリや柿(クリがなくなる10月~12月)、軒下に吊してあった干し柿(10~11

月)、野草のセリおよび趣味で自宅の敷地で飼っていた養蜂箱などに誘引され、執着したクマによる農作物等の被害が発生した。

#### (目撃、出没状況)

人の居住地まで行動範囲を広げ、中心市街地を除いた全域で確認されている。その多くは、公道を車で走行中に目撃した市民からの通報である。一方、「クマを目撃しても近所の方々にクマ出没の注意喚起をするだけで特に通報することはない」、「いつものことだから通報するのも面倒くさい」、「警察に根掘り葉掘り聞かれるのは嫌だ」などの理由により通報しない市民もいる。このことから、実際のクマの出没件数は集計値よりも多いものと推測する。

また、出没が過去最多となった令和5年度は、7月14日から16日にかけての梅雨前線豪雨以降、異常なほど子連れや単体のクマが目撃されるようになり、10月中頃から12月中頃にかけては、エサを求める単体の子グマなどが市内の随所で目撃されたほか、クリや柿などを食べ散らかした痕跡が確認されている。原因として、山にエサとなるものが少なかったことに加え、エサとなるものを探し回り、農作物や畜産飼料のほか、クリや柿、干し柿、野草(セリ)、コンポストなどに誘引されたものと推測する。なお、クリなどに執着したクマに対して忌避剤を設置し出没の軽減に努めてみたものの効果は薄く、連日、実がなくなるまで出没する状況であった。年明け以降もクマの出没が例年よりも多く、令和6年2月6日から9日にかけては、御所野地区の運送会社倉庫に侵入したクマが立てこもるなどの事案が起きており、市街地に近い場所で冬眠していたと思われるクマが、暖冬少雪の影響により、早くからエサを探し求めて出没したものと推測する。過去にも山にエサのない大凶作年はあったが、令和5年度のように市内随所でクマが出没する異常な事態は初めてである。

【出没情報】 令和6年2月26日 時点

(件)

年 度	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	うち人身被	害(件/人)
	秋 田	0	4	15	28	14	13	14	12	4	0	0	0	104	1	1
H31 (R1)	河 辺	1	5	4	3	5	9	3	0	0	0	0	0	30	0	0
大凶作	雄 和	1	6	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	18	0	0
	計	2	15	22	34	22	24	17	12	4	0	0	0	152	1	1
	秋 田	4	18	45	33	22	10	12	7	7	0	1	1	160	0	0
R2	河 辺	1	4	2	9	23	5	6	3	0	0	0	0	53	1	1
並作	雄 和	3	4	1	1	2	2	0	4	1	0	0	0	18	0	0
	計	8	26	48	43	47	17	18	14	8	0	1	1	231	1	1
	秋 田	4	7	12	18	19	18	13	4	0	0	0	0	95	1	1
R3	河 辺	1	5	4	9	18	9	1	2	0	0	0	0	49	2	2
大凶作	雄 和	1	7	3	1	9	5	0	0	0	0	0	0	26	0	0
	計	6	19	19	28	46	32	14	6	0	0	0	0	170	3	3
	秋 田	0	28	27	22	21	14	4	2	1	0	0	1	120	0	0
R4	河 辺	0	4	10	10	7	8	0	0	0	0	0	0	39	0	0
並作	雄 和	0	2	7	5	2	1	0	0	0	0	0	0	17	0	0
	計	0	34	44	37	30	23	4	2	1	0	0	1	176	0	0
	秋 田	2	26	39	28	45	91	246	135	5	1	5	0	623	9	13
R5	河 辺	3	7	5	11	12	25	26	7	4	0	0	0	100	2	2
大凶作	雄 和	3	4	7	1	2	4	6	11	1	0	0	0	39	0	0
	計	8	37	51	40	59	120	278	153	10	1	5	0	762	11	15

※東北森林管理局が公表している「ブナの結実状況の調査結果と判定」を引用

#### (人身被害の状況)

旧秋田市と河辺町、雄和町が合併した平成17年1月11日から令和5年12月末日までの約19年間で32件、36人が受傷した。このうち、秋田市鳥獣被害対策実施隊を設置した平成30年度以降の6年間では17件発生し、21人が受傷している。被害の多くは9月から11月にかけて発生し、そのほとんどが里(里13件、山4件)であった。

また、過去最多を記録した令和5年度は、5月の連休明けから11月下旬にかけて11件(里8件、山3件)の被害が発生し、15人(里12人、山3人)が受傷した。これも9月から11月にかけて多く発生しており、最も多かった10月で4件、8人となっている。

特に、複数人が襲われた新屋寿町周辺は、雄物川の河口に近い河川敷沿いの場所に位置した住宅地で、エサとなるような食べ物もなく、これまでクマの出没は確認されていない。このような場所でも被害が発生したことから、状況によっては、市内の全域において、エサを探し求めるクマの出没による農作物や人身被害、車両等との接触事故の発生が懸念される。

# 【クマによる人身被害記録】

	発生年月日	地区	里/山	場所	時間	被害発生状況
1	H30/6/13	河辺	里	河辺和田字式田地内	17:35	竹やぶ刈払いのため降車した直後
2	R1/10/31	秋田	里	添川字地ノ内地内	20:00	帰宅し自転車を置こうとしたところ
3	R2/11/ 1	河辺	上	河辺岩見地内	14:00	キノコ採り後の山中
4	R3/ 7/21	河辺	里	河辺岩見字小平岱地内	12:30	山菜採り後の林道
5	R3/10/ 3	秋田	里	仁別字堂ノ下地内	11:15	河川敷沿いで栗拾い中
6	R3/11/ 9	河辺	里	河辺岩見字東地内	17:10	集落内の市道を散歩中
7	R5/ 5/ 9	秋田	臣	太平山谷字地主地内	11:30	山菜採り後の山中
8	R5/ 7/28	秋田	里	上北手大杉沢字前田地内	14:40	農業用水路の清掃中
9	R5/ 8/ 6	秋田	里	外旭川字山崎地内	16:15	畑作業へ行く途中
10	R5/ 9/ 7	秋田	里	下北手梨平字梨平地内	16:40	自宅裏山の畑で作業中
11	R5/ 9/29	秋田	里	太平黒沢字稲荷地内	04:20	早朝の新聞配達中
12	R5/10/ 1	秋田	臣	太平目長崎字栗ノ木台地内	17:50	山中で猟犬を訓練
				新屋南浜町地内	09:00	雄物川河川敷を散歩中
				新屋南浜町地内	09:00	回覧板を届けるために玄関を出たところ
13	R5/10/ 9	秋田	里	新屋寿町地内	09:00	自宅前で散歩から帰ってきたところ
				新屋寿町地内	09:00	アンテナを修理し休んでいたところ
				新屋寿町地内	09:00	自宅近くでクマに追われて転倒
14	R5/10/ 9	秋田	上	仁別字小水沢地内	15:40	公園内で有害駆除活動中
15	R5/10/18	河辺	里	河辺大張野字道下地内	06:30	自宅裏でクマに追われて転倒
16	R5/11/ 1	河辺	里	河辺高岡字川原田地内	18:40	クマの様子を見に玄関を出たところ
17	R5/11/22	秋田	里	濁川字蟹子沢地内	05:30	河川敷近くの市道を散歩中

### 【ニホンジカ】

#### (近年の農作物被害状況)

これまで、田んぼでの目撃が確認されているが、農作物等の被害報告は受けていない。

#### (目撃、出没状況)

目撃や車両等との衝突事故のほか、イノシシの効果的捕獲促進事業として設置した通信機能付き自動撮影カメラに写っていた記録から、金足黒川、上新城白山、太平中関、河辺三内、雄和平尾鳥地区などに出没していた。なお、7月から10月ころにかけて多く出没し、主な出没時間帯は16時頃から翌8時頃までであった。

このほか、令和5年度には下新城小友、下浜名ヶ沢、雄和相川、河辺岩見地区などで新たに目撃や出没が確認されていることから、ニホンジカの生息域は徐々に拡大しているものと推測する。

#### 【出没情報】 令和6年2月20日時点

年 度	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	うち自動撮影
	秋 田	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
H31	河辺	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	/
(R1)	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
	秋 田	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
R2	河辺	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	
RZ	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	6	
	秋 田	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	
R3	河 辺	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
R3	雄 和	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
	計	0	1	2	2	1	2	1	0	0	0	0	1	10	
	秋 田	0	1	1	1	3	5	16	0	0	0	0	0	27	23
R4	河辺	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
11.4	雄和	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	計	0	1	2	3	3	5	16	0	0	0	0	0	30	23
	秋 田	0	1	0	3	1	2	2	0	0	0	0	0	9	3
R5	河辺	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1
11.5	雄 和	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	計	0	2	0	5	1	3	2	0	0	0	0	0	13	4

#### 【イノシシ】

#### (近年の農作物等の被害状況)

これまで、水稲(9月)の被害が発生している。このほか、3月頃から11月頃にかけて、耕作地や畦畔、農道、ため池の堤体などで掘り起こしの被害が発生している。

## (目撃、出没状況)

日中の目撃情報が少ないため、出没した痕跡のあった地域において、秋田県が令和4年度より運用を始めた効果的捕獲促進事業(通信機能付き自動撮影カメラの貸与)を活用し記録した。この結果、金足黒川、上新城白山、太平八田、太平中関、河辺三内、河辺岩見地区の山裾周辺の田畑に出没していることが確認された。なお、出没時期は3月から11月頃までであり、主な出没時間帯は20時頃から翌3時頃

#### までであった。

また、令和5年度は、前年度に比べて約7割程度の出没ではあったものの、新たに添川、下浜名ヶ沢、河辺諸井地区で畦畔等の掘り起こし等の被害が発生しており、イノシシの生息域は徐々に拡大しているものと推測する。

【出没情報	段】 令和6	6年2月:	20日時	点											(件)
年 度	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	うち自動撮影
	秋田	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	
Н31	河辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(R1)	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	
	秋田	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	1	0	6	
R2	河辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
112	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	2	1	1	0	1	0	0	1	1	0	7	
	秋田	2	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	6	
R3	河辺	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3	
1.0	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	2	1	0	1	0	1	1	2	0	0	0	1	9	
	秋田	4	0	0	2	8	7	3	0	0	0	0	2	26	14
R4	河辺	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	0	0	7	
	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	4	0	0	2	11	10	3	1	0	0	0	2	33	14
	秋田	3	1	1	4	5	1	4	1	0	5	0	0	25	2
R5	河辺	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1
	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	3	2	1	5	5	1	5	1	0	5	0	0	28	3

## 【カモシカ】

市内随所で目撃されているが、農作物被害や人身被害の報告は受けていない。農作物被害が発生しなかったことは、県教育庁文化財保護室所管の防護網・忌避剤設置等被害防除対策事業を活用した農作物被害防止対策(営農者等に対する畑地への侵入防護網の支給や忌避剤、忌臭袋の交付)などが効果的であったと推測する。

次に、本市の「有害鳥獣駆除捕獲対策事業」によるカモシカの錯誤捕獲は、これまで発生していない。万が一、錯誤捕獲をした場合は、市有林などに放獣することとしている。しかし、近年、他県において放獣しようとしたカモシカの角に刺されて死亡する人身事故が発生しているため、放獣作業は2人以上で行うことや関係機関との連絡、放獣体制の整備について検討する必要がある。

#### 【タヌキ】

近年、空き家や朽ちた小屋などに棲み着き、ためフンや家庭菜園作物等の食い荒らし(3月頃から9月頃)が発生し、駆除の相談が寄せられている。夜行性で、夜間にゴミ捨て場などをうろつく習性もあることから、農作物被害のほか車両等との接触事故の発生が懸念される。

#### 【アナグマ】

県の在来種であるアナグマは、土中に巣穴を掘って集団で棲み着き、その周辺の 農作物の食い荒らしや地面の掘り起こしなどの加害により、駆除の相談が寄せられ ている。

近年、家庭菜園作物を含む農作物などの食い荒らし(3月頃から9月頃)のほか、郊外や丘陵地、河川に近い住宅地、寺社などで地面の掘り起こし被害(10月から翌年6月頃)が発生している。

#### 【ハクビシン】

令和5年度、市内全域で一番多く捕獲、駆除した中型動物(外来種)である。

近年、家庭菜園作物を含む農作物や果樹などの食い荒らし(4月頃から12月頃) や家屋の床下や天井裏に棲み着いたことによる騒音や糞尿などの生活環境被害(通 年)が発生しており、年間約40件程度の捕獲許可を出している。

#### 【カラス類】

これまで、郊外では農作物の食害のほか、弱った牛や子牛などの家畜に対する突き傷害や食害などの直接被害が発生している。また、航空機の安全運行に支障を来すことがあるため、秋田空港管理事務所からの有害鳥獣捕獲申請に対して捕獲を許可している。

市街地では、ヒナ鳥が巣立つ6月上旬から7月中旬にかけて警戒心が強まった親 鳥からの威嚇や攻撃が発生している。また、大群からなる鳴き声による騒音やフン による生活環境被害(通年)が発生し、苦情や相談が数件寄せられている。

#### 【ムクドリ】

郊外では、航空機の安全運行に支障を来すことがあるため、秋田空港管理事務所からの有害鳥獣捕獲申請に対して許可をしている。

市街地では、大群からなる鳴き声による騒音やフンによる生活環境被害(7月から9月頃)の相談が数件寄せられている。

#### 【カワウ】

秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第1次カワウ)によると、カワウの生息域拡大と個体数の増加に伴い、養殖場等の魚類が採餌される内水面漁業被害が発生している。ねぐら等から採食地までの行動範囲が広いため、定着個体や繁殖期における個体数が増加している雄物川水系の臨海大橋および刈和野橋のコロニーを拠点とした有用魚種の食害が相当数あるとの見解が示されている。

岩見川および仙北西部漁業協同組合、猟友会などへの聴き取りでは、稚魚を放流する時期(5月から7月)やアユの産卵時期(10月)に雄物川の支流や岩見川、新城川で目撃されている。このほか、臨海大橋に近い八橋地区の草生津川や金足黒川地区を流れる馬踏川での目撃に加え、雄和大正寺地区(新波橋付近)の雄物川両岸にコロニーが形成されている情報も寄せられている。

# (3)被害の軽減目標

鳥獣による農作物等の被害の軽減目標は、現状値に対して概ね1割とする。 ツキノワグマによる農作物等の被害は、令和5年度、過去に類を見ない突出した 数値であることから、令和2年度に設定した目標値を引き継ぐものとする。

ツキノワグマ、イノシシ以外の計画対象鳥獣については、現状維持(被害なし)とする。

指標	現状個	[(令和5年	<b>F</b> 度)	目標値(令和8年度)			
ツキノワグマ	被害金額 被害面積	,	1 2 千円 5 9 h a	被害金額 被害面積	1, 976千円 0. 40ha		
イノシシ	被害金額 被害面積	0.	6 0 千円 0 5 h a	被害金額 被害面積	5 4 千円 0.0 4 h a		

# (4) 従来講じてきた被害防止対策

(4)10년 オ	ド 講してさに 被告的止刈束	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	【共通】	【共通】
に関す	○市内8地区ある猟友会の会員であり、秋	〇秋田市鳥獣被害対策実施
る取組	田市鳥獣被害対策実施隊として活動する	隊員の確保
	ことを承諾した者を任命し、次の事象に	〇平日に勤務している若手
	該当する対象(有害) 鳥獣の捕獲、駆除等	隊員の出動できる環境整
	を実施している。	備
	ア 被害防止計画に基づく被害防止施策の	〇山間部の耕作放棄地の増
	実施に従事	大や下刈りなどの不足に
	イ 市長の指示を受け、農林水産業等に係	よる森林等緩衝帯の荒廃
	る被害と原因となっている鳥獣の捕獲等	〇収穫されない放置果樹や
	で住民の生命、身体又は財産に係る被害	管理されていないクリ、
	を防止するため緊急に行う必要があるも	柿、廃棄農作物、米ぬか
	のに従事	等の誘引物の撤去
	○わな免許取得費用の一部を助成し、わな	○隊員確保のための狩猟免
	猟狩猟者の確保に努めている。	許取得者に対する補助制
		度の見直し
		〇通信機能付き自動撮影カ
		メラやドローン等のIC
		T機器を活用した被害防
		止対策の推進
	【ツキノワグマ】	【ツキノワグマ】
	○過去の目撃や出没、捕獲等の情報を基に	○繁忙期におけるクマ捕獲
	猟友会と相談のうえ、箱わなを設置し捕	用箱わな台数の不足
	獲体制の強化に努めている。	〇クマが市街地に出没した

- 〇ツキノワグマ市街地等出没対応マニュア ルを整備し、関係機関と連携した体制の 強化に努めている。
- 〇目撃情報があった場合は、警察や秋田市 教育委員会等へ情報を提供し、情報の共 有に努めている。
- ○ホームページやチラシ等により、目撃情報の提供や注意喚起、対策などの広報、 啓発活動を実施している。
- 〇関係機関と連携し、クマが市街地等に出 没したことを想定した訓練(机上・実地) を実施している。
- OSNS等を活用し、夜間、休祝日における職員間の情報共有と体制の強化に努めている。
- 〇令和2年7月から秋田県自然保護課内に 開設されたツキノワグマ被害対策支援センターを積極的に活用し、クマに関する 助言を仰ぎ、対策を講じている。
- ○クマ捕獲用箱わなの整備により、捕獲体 制の強化を図っている。
  - ・箱わな保有台数(令和5年度現在) N=21台(踏み板可動式)
- 〇果樹農家等が自衛のため電気柵などを設置し、クマによる農作物等の被害防止に 努めている。

#### 【ニホンジカ・イノシシ】

- ○過去の目撃や出没等の情報を基に、実施 隊員と相談のうえ、市保有の箱わなおよ びくくりわなを設置し、捕獲体制の強化 に努めている。
- 〇上部に開口部のあるシカ・イノシシ兼用 の捕獲用箱わなを使用することにより、 ツキノワグマの錯誤捕獲の防止に努めて いる。
- ○クマの脱出口があるシカ・イノシシ兼用 の捕獲用箱わなおよびくくりわなを整備 し、捕獲体制の強化を図っている。
  - 箱わな保有台数(令和5年度現在)N=4台(センサー感知式)
  - くくりわな保有台数(令和5年度現在)

- 際の関係機関(県・市・警察等)による現地での情報共有や連携
- ○果樹農家等が管理する電 気柵の適切な設置および 維持管理
- 〇通信機能付き自動撮影力 メラの未整備
- 〇河畔林のやぶ化による市 街地周辺への生息域拡大

#### 【ニホンジカ・イノシシ】

- 〇出没増加に伴う農作物被 害および耕作地の掘り起 こし被害の増加
- ○箱わなおよびくくりわな による捕獲技術やノウハ ウに乏しい
- 〇シカ・イノシシの捕獲を 強化するための捕獲報奨 金制度が未整備
- ○クマの脱出口があるシカ ・イノシシ用箱わなおよ びくくりわな台数の確保
- 〇通信機能付き自動撮影カ メラの未整備

N = 25個

〇県の事業を活用した通信機能付き自動撮 影カメラによる鳥獣出没状況の把握に努 め、わな設置の判断や錯誤捕獲の防止に 努めている。 〇公道に面した耕作地に出 没した際の捕獲等対応の 難局

#### 【中型動物】

- ○放任果樹などの誘引物の除去や放置され たごみを撤去するよう注意喚起し、農作 物被害や家屋被害の防止に努めている。
- ○被害に遭われた市民や施設管理者からの 申し出により、実施隊員と連携して市保 有の箱わな等を使用した捕獲体制の強化 に努めている。
- 〇錯誤捕獲を防ぐため、加害鳥獣を特定し 適切な捕獲に努めている。
- 〇万が一、捕獲対象鳥獣以外の鳥獣を捕ま えた場合は、放獣とする。
- 〇わな設置後の管理、餌やりは被害者(申請者)にお願いしているため、捕獲に向けた助言を行っている。
- 〇中型動物捕獲用箱わなの整備により、捕 獲体制の強化を図っている。
  - 箱わな保有台数(令和5年度)N=19台(大型3台・中型16台)

#### 【鳥類】

- 〇農作物や畜産への被害防止および航空機 の安全運行を目的とした捕獲、駆除を許 可している。
- 〇カラスの巣を撤去しておくことや帽子、 傘などで頭を守るなど、カラス類の親鳥 から攻撃されないための対策や手法を助 言している。
- ○家庭ゴミや廃棄作物の適切な処分をする など、カラス類が群がらない対策を助言 している。
- ○カワウの目撃情報等を収集している。(岩 見川および仙北西部漁業協同組合、各猟 友会への聴き取り)

#### 【中型動物】

- ○空き家や放置されたゴミ への誘引に伴う市街地へ の生息域拡大
- ○河畔林のやぶ化による市 街地への生息域拡大
- 〇果樹や家庭菜園作物など の食害
- 〇繁忙期における中型動物 用箱わなの台数不足

#### 【鳥類】

- 〇市街地において、カラス 類のヒナが巣立つ6月か ら7月頃にかけて発生す る人への危害
- 〇市街地において、大群からなるムクドリの鳴き声による騒音やフンなどによる生活環境被害
- 〇市街地における追い払い および捕獲活動の難局
- 〇カワウによる内水面漁業 被害の発生
- 〇カワウの生息地の拡大

# 防護柵

#### 【侵入防止柵の設置】

# 【侵入防止柵の設置】

の設置 等に関 する取 組

〇山間部や人里で営農している果樹、畜産 農家等が、農作物等の被害防止や鳥イン フルエンザ、豚熱などの感染症対策のた め、電気柵や侵入防止柵、侵入防止ネッ トを設置しクマ等の鳥獣の侵入を防止 している。

- ○電気柵の適切な設置や 維持管理がされていな いことによる農作物等 の被害
- ○電気柵設置周辺の草刈 が徹底されていないこ とで漏電が生じたこと による鳥獣の侵入

# 【防護網の支給、忌避剤の交付】

○捕獲対象外のカモシカによる食害等の 被害防止のため、畑地等への侵入防止用 ネットの設置や、忌避剤等による被害防 止対策(カモシカ防護網支給事業)を継 続して実施している。

# 生息環 境管理 その他

の取組

#### 【緩衝帯等の整備】

○クマによる人への被害を防止するため、 秋田県水と緑の森づくり税事業関係補 助金 (安全・安心な森整備事業(緩衝帯 等整備事業)) を活用して下刈り、やぶ 払いなどの緩衝帯等整備を実施してい る。

#### 【緩衝帯等の整備】

- ○地域の高齢化に伴う森 林の下刈り、やぶ払いな どの手入れ行う担い手 不足
- 〇行政依存による地元住 民の意識の希薄化
- 〇緩衝帯等整備業務委託 の入札不調による作業 時期の遅れ

#### (5) 今後の取組方針

対象鳥獣による農作物等被害を軽減するほか、住民の生命、身体または財産に係 る被害が生じ、または生じるおそれがある場合、次のことについて取り組む。

#### ○対象鳥獣の捕獲

第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画と秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5 次ツキノワグマ、第2次ニホンジカ、第2次イノシシ)との整合を図りながら、銃 器および箱わなによる共同捕獲を実施する。なお、ニホンジカとイノシシの捕獲 については、くくりわなも加えた共同捕獲を実施する。

アナグマやタヌキ、ハクビシンなどの中型動物については、引き続き、農作物 や家屋などに被害を受けた者もしくは被害を防止することを目的とした者からの 申し出により、有害鳥獣捕獲許可を取得してから箱わなを貸し出すものとし、加 害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を実施する。なお、箱わなを有している者へは、捕獲許可を取得するだけとして、市所有の箱わなの貸し出しは行わないものとする。

カラス類などの鳥類については、引き続き、農作物や家畜などに被害を受けた者もしくは被害を防止することを目的とした者のほか、航空機の安全運行を目的とした施設管理者からの申し出により、有害鳥獣捕獲許可取得後に加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を実施する。ただし、カワウについては、秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第1次カワウ)との整合を図りながら、目撃や被害状況等の把握に努めるものとする。

## ○有害鳥獣捕獲許可の早期取得および捕獲の実施

クマによる農作物被害の軽減および人身被害の防止を図るため、クマの目撃情報が増える5月の連休前までに有害鳥獣捕獲許可を取得し、捕獲体制を整える。

警戒心の強いニホンジカやイノシシの捕獲には、設置した箱わなに慣れさせる 期間が必要と思われることから、早期に有害鳥獣捕獲許可を取得し、長期にわた る捕獲体制を整える。また、令和5年度より導入したくくりわなは、箱わなに比 べて捕獲の実績があることから、銃器および箱わな、くくりわなによる共同捕獲 の方法として許可を取得する。

#### ○個体数調整捕獲および生息調査の実施

鳥獣による農林水産業、生活環境等または生態系に係る被害の防止を図るため、 秋田県が実施するツキノワグマの生息調査に協力し、個体数調整捕獲の許可を取 得する。実施期間および区域(3 k m メッシュ)については、秋田県の鳥獣捕獲許 可に基づき、実施する。なお、捕獲許可を取得する際、ニホンジカおよびイノシ シについても対象鳥獣として申請する。

#### ○追い上げ(追い払い)の実施

クマの目撃が多い地域や過去に人身事故が発生した地域などにおいて、クマが 農地や人の居住する地域に近づかせないための取り組みとして、クマが本格的に 活動する前に銃器およびかけ声などによる追い上げ(追い払い)を実施する。その 際、秋田県およびその地区を受け持つ実施隊と協議し、実施の時期や場所、手順 などについて確認する。

#### 〇錯誤捕獲の防止

錯誤捕獲を未然に防止するため、被害を受けた農作物や家屋などを調査および 聴き取りなどを実施し、捕獲対象鳥獣の特定に努めるものとする。また、箱わな またはくくりわなを設置した後で捕獲許可以外の野生動物が頻繁に出没している ことが判明した場合は、申し出者や実施隊と協議したうえで、わなの移設または 撤去もしくは別途に対象とする鳥獣の捕獲許可を申請するものとする。

万が一、捕獲許可の条件(捕獲対象鳥獣や捕獲方法)以外で捕獲した場合は、速 やかに錯誤捕獲した旨を県へ報告するものとする。そのうえで、錯誤捕獲した鳥 獣は基本的に放獣するものとする。

#### ○目撃や痕跡、捕獲場所などの情報整理

クマやニホンジカ、イノシシなどの有害鳥獣を効果的に捕獲するための検討や 調査照会等の資料として使用するため、収集した目撃情報等(クマ等の目撃や痕跡 を発見した場所、農作物や人身被害が発生した場所、発生した日時、捕獲実績な ど)を可視化(巻末資料参照)するなどの整理に努める。

#### ○情報の共有化

市独自の情報データベースにより、クマ等の目撃や出没等について、市の関係する機関と情報を共有する。また、クマ等が出没した場所を管轄する警察署とは、 口頭により相互の情報を共有する。

#### ○情報の発信

人身被害の防止や農作物被害の軽減および注意喚起のため、市のホームページや広報あきたを活用し、クマ等の目撃や注意喚起などの情報を発信する。

また、秋田県が運用するツキノワグマ等情報マップシステムを活用すると共に、 SNSの活用により、迅速な情報発信に努める。

#### ○市民への助言

農作物等被害の軽減を図るため、電気柵の設置や維持管理、誘引物となる放任 果樹の撤去、廃棄農作物の管理、緩衝帯の整備(耕作地外周の草刈りややぶ払い) などについて、生産農家(水稲や果樹、野菜、畜産、養蜂等)に対し助言する。

また、野生動物が棲み着かない、寄せ付けない対策として、家屋の補修や放置 果樹などの除去、忌避剤の設置などを市民に対して助言する。

#### ○夜間、休祝日の対応

夜間や休祝日の目撃情報等への対応については、SNS等を利用し担当間で情報を共有する。また、緊急時においては、警察と調整し、連携して現地の確認や注意喚起をするなど、速やかに対応する。

## ○捕獲用わなの整備

繁忙期には箱わなの台数が不足することから、有害鳥獣の捕獲体制の強化を図るため、各鳥獣捕獲用の箱わなやくくりわなの整備に努める。

#### ○市街地等出没時想定訓練の実施

クマが市街地等に出没した場合、県や警察、市実施隊と連携し迅速な対応をするため、秋田県と調整を図り、机上または実地による想定訓練を実施する。

なお、机上訓練においては、前年度に対応した追い払い等の状況を検証し、現場における関係機関との連携した対応の強化に努める。

#### 〇緩衝帯等の整備

クマやイノシシ等の野生動物が出没し、人身被害などのおそれのある森林など において、秋田県水と緑の森づくり税事業(安全・安心な森整備事業(緩衝帯等整 備事業))を活用し、緩衝帯(下刈り)等の整備に努める。

#### ○新規狩猟者の確保

県が開催する狩猟の魅力を伝えるフォーラムのPRや、狩猟免許取得者への補助金交付により、若年層を中心とした狩猟免許所持者の確保に努めるとともに、 狩猟免許取得者に対し、各猟友会や県と連携を図り、有害鳥獣捕獲等活動への積極的な参加を呼びかけ、秋田市鳥獣被害対策実施隊員の確保に努める。

# 〇研修会等への参加

知識の向上とそこで得た情報を市実施隊や営農者、市民に助言を行うため、秋田県などが主催する被害防止対策等に関する研修会へ積極的に参加する。

#### ○捕獲技術の向上

市実施隊員は、有害鳥獣捕獲技術の向上や研鑽に努める。

くくりわなによるイノシシやニホンジカの捕獲効率の向上のため、作業をする際は、人の臭いをつけないこと(わなを素手で直接触らないことや、わなを設置する場所に長時間居座らないこと)や、わな自体の金気臭を取り除く(わなを設置する場所の土や草のにおいをなじませること)などの対策を徹底させる。

#### OICT技術導入の検討

実施隊員による箱わなやくくりわなの巡回に伴う負担の軽減や人身被害の防止、活動報酬費の削減、クマやイノシシ等の出没記録など、実施隊の運用に関する見直しやクマ等の捕獲体制の強化を図るため、秋田県効果的捕獲促進事業の活用とは別の通信機能付き自動撮影カメラの導入を検討する。

クマ等の追跡調査や建物内に侵入した鳥獣の位置確認など、現場で安全かつ迅速に捕獲および追い払いなどの活動のため、ドローンの導入を検討する。

現に活用している「秋田県効果的捕獲促進事業(通信機能付き自動撮影カメラの貸与)」は、イノシシ等の出没状況を把握する有効な手段であることから、捕獲体制強化を図るため、引き続き活用する。

#### 〇麻酔銃猟(吹き矢を含む)を視野に入れた捕獲体制

クマ等の出没により、やむを得ず猟銃が制限される場所(猟銃の発射地点から 半径 200m以内に10戸以上の人家がある場所や矢先に人や建物、公道がある場 所など)で捕獲活動をする場合、あらかじめ秋田県生活環境部自然保護と協議し た上で箱わなを設置する。捕獲のあった場合は、速やかに秋田県へ連絡し、共同 で対応する。

#### ○カモシカへの対応

特別天然記念物のカモシカについては、県教育庁文化財保護室所管の防護網・ 忌避剤設置等被害防除対策事業(畑地等への侵入防護網の支給や忌避剤等の交付) を活用した農作物被害防止対策を継続して実施する。

#### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

## (1) 対象鳥獣の捕獲体制

# 【対象鳥獣捕獲に従事する者】

#### ア 秋田市鳥獣被害対策実施隊

秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則第3条(2)および同条(3)の条項に基づき、一般社団法人秋田県猟友会の下部組織で秋田市に所在する猟友会に属する者のうち、所属する猟友会長からの推薦を受け、かつ隊員に任命されることを承諾し、対象鳥獣の捕獲業務等に積極的に取り組むことが見込まれる者として市長が認める者

## イ 有害鳥獣駆除業者等

中型動物や鳥類による農作物や家屋などに被害を受けた被害者から駆除を 依頼された者

ウ 当該計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者 秋田市に所在する猟友会に属する者のうち、上記ア以外の者

#### 【実施隊任命状況(令和6年2月末日時点)】

○第一種およびわな猟免許取得者数

	隊員数	第一種銃猟 狩猟免状	わな猟 狩猟免状
追分猟友会	19名	18名	10名
みなと猟友会	36名	35名	9名
西部猟友会	34名	34名	13名
東部猟友会	30名	30名	11名
南部猟友会	18名	18名	10名
新屋猟友会	21名	19名	14名
河辺猟友会	12名	12名	4名
雄和猟友会	12名	12名	4名
計	182名	178名	75名

※わな猟狩猟免状のみを所持する者は、箱わなやくくりわなを設置する補助的業務を担う

# 【実施隊区域編成】

市内を8地区の区域に分け、対象とする有害鳥獣の捕獲等を実施する。

# ○対象鳥獣:ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシ

追分	金足、下新城、飯島の一部地区
猟友会	(追分鳥獣保護区および飯岡山特定猟具使用禁止区域を含む)
みなと	外旭川、上新城、飯島の一部地区
猟友会	(大滝山および天徳寺山鳥獣保護区、秋田市特定猟具使用禁止区域を含む)
西部	山内の一部地区、濁川、添川、新藤田、手形、柳田の一部地区
猟友会	(天徳寺山および手形山鳥獣保護区を含む)
東部	仁別、山内の一部地区
猟友会	(仁別鳥獣保護区を含む)
南部 猟友会	太平、柳田の一部、上北手、下北手、桜台、桜ヶ丘、大平台、山手台、南が丘、御所野、四ツ小屋地区 (秋田市および目長崎特定猟具使用禁止区域を含む)
新屋	新屋、浜田、下浜、豊岩地区
猟友会	(新屋鳥獣保護区、下浜筑紫森および健康の森特定猟具使用禁止区域を含む)
河辺	河辺地区全域
猟友会	(筑紫森鳥獣保護区、豊成畑谷特定猟具使用禁止区域を含む)
雄和	雄和地区全域
猟友会	(椿台および高尾山鳥獣保護区、中央公園・石田・種沢・平尾鳥川特定猟具使用禁止区域を含む)

# 〇対象鳥獣:中型動物・鳥類

追分	金足、下新城、飯島、土崎、将軍野地区
猟友会	(追分鳥獣保護区および秋田市および飯岡山特定猟具使用禁止区域を含む)
みなと	外旭川、上新城、寺内、八橋、泉地区
猟友会	(天徳寺山鳥獣保護区、秋田市特定猟具使用禁止区域を含む)
西部猟友会	山内の一部、濁川、添川、新藤田、手形の一部、柳田、千秋、保戸野、高陽、山王、中通、南通 大町、川尻、川元、旭北、旭南、楢山の一部地区 (天徳寺山および手形山鳥獣保護区、秋田市特定猟具使用禁止区域を含む)
東部	仁別、山内の一部地区、東通、広面、手形の一部、手形山、下北手の一部地区
猟友会	(仁別鳥獣保護区、秋田市特定猟具使用禁止区域を含む)
南部 猟友会	太平、下北手の一部、横森、桜、桜台、桜ヶ丘、大平台、山手台、南が丘、御所野、四ツ小屋 仁井田の一部、御野場の一部、牛島地区 (秋田市および目長崎特定猟具使用禁止区域を含む)
新屋	新屋、新屋町、浜田、下浜、豊岩地区、川尻町、茨島、卸町、大住、牛島南、仁井田の一部 御野場の一部地区 (秋田市および新屋鳥獣保護区、下浜筑紫森および健康の森特定猟具使用禁止区域を含む)
河辺	河辺地区全域
猟友会	(筑紫森鳥獣保護区、豊成畑谷特定猟具使用禁止区域を含む)
雄和	雄和地区全域
猟友会	(椿台および高尾山鳥獣保護区、中央公園・石田・種沢・平尾鳥川特定猟具使用禁止区域を含む)

## 【捕獲に関わる者の取組内容や役割】

#### ア 秋田市鳥獣被害対策実施隊

有害鳥獣捕獲許可もしくは緊急口頭許可に基づき、秋田市の指示により有害鳥獣捕獲等に従事する。

狩猟期間において、当該計画に基づく対象鳥獣の捕獲を行う。

# イ 有害鳥獣駆除業者等

被害を受けた者と契約を締結し、有害鳥獣捕獲許可に基づき、加害鳥獣の駆除や処分のほか、糞尿の被害のある床下や天井裏などの清掃を行う。

ウ 当該計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者 狩猟期間において、当該計画に基づく対象鳥獣の捕獲を行う。

## 【ライフル銃の所持】

秋田市鳥獣被害対策実施隊もしくは当該計画に基づく対象鳥獣(ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ)の捕獲等に従事している者は、その捕獲を推進するため、ライフル銃を所持させて捕獲を行う。

#### (2) その他捕獲に関する取組

51円分に関する以外	
対象鳥獣	取 組 内 容
ツキノワグマ	・箱わなの整備
ニホンジカ	・くくりわなの整備(ニホンジカ、イノシシに限る)
イノシシ	・捕獲技術の研鑽
	・第一種銃猟狩猟免許およびわな猟免許の取得費用
	の補助
	・人材確保、育成
タヌキ	・中型動物用の箱わなの整備
キツネ	・捕獲技術の研鑽
アナグマ	・わな猟免許取得費用の補助
ハクビシン	・人材確保、育成
テン	
スズメ	
ムクドリ	
カラス類	
トビ	
ドバト	
	メニュータキアハテスムカトタ キホノ ヌツナクンズクラビ キネグビ メドス リ類 マン・リ類

## (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

#### 【ツキノワグマ】

秋田県が定める「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」および「秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第5次ツキノワグマ)」に基づき、農作物および人への被害を防止するため、目撃や出没ならびに過去の情報を基に加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を実施する。

秋田県では、令和2年4月時点で県内のクマの生息頭数を 2,800~6,000 頭 (中間値 4,400 頭)と推定している。捕獲にあっては県の指示に従うものとする。

【有害鳥獣捕獲頭数】 令和6年2月20日 時点 ※狩猟での捕獲頭数は除く

(頭)

	N 1113 1255 7455 24	~		,, _ u			, C 02 1W							(35)
年 度	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	秋 田	0	2	1	4	4	13	5	0	0	0	0	0	29
H31 (R1)	河 辺	0	0	0	1	4	5	0	0	0	0	0	0	10
大凶作	雄 和	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	0	2	1	5	10	18	5	0	0	0	0	0	41
	秋 田	3	4	3	8	6	8	1	0	0	0	0	0	33
R2	河辺	0	0	2	0	5	5	4	1	0	0	0	0	17
並作	雄 和	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	計	3	5	5	8	11	14	5	1	0	0	0	0	52
	秋 田	3	5	2	1	6	4	0	0	0	0	0	0	21
R3	河 辺	0	0	0	2	6	4	3	0	0	0	0	0	15
大凶作	雄 和	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	計	3	5	2	5	12	9	3	0	0	0	0	0	39
	秋 田	0	2	7	2	3	2	0	0	0	0	0	0	16
R4	河 辺	0	0	0	3	7	1	0	0	0	0	0	0	11
並作	雄和	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	計	0	2	7	7	10	3	0	0	0	0	0	0	29
	秋 田	0	4	2	9	17	21	43	11	1	0	0	0	108
R5	河 辺	0	3	1	1	10	15	22	1	1	0	0	0	54
大凶作	雄 和	0	1	0	1	2	0	2	3	0	0	0	0	9
	計	0	8	3	11	29	36	67	15	2	0	0	0	171

<sup>※</sup>東北森林管理局が公表している「ブナの結実状況の調査結果と判定」を引用

#### 【ニホンジカ】

秋田県が定める「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」および「秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第2次ニホンジカ)」に基づき、生息域の拡大や個体数の増加に伴う農林業、森林生態系への被害を防止することを目的に、加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を実施し、捕獲の上限は制限しないものとする。

【有害鳥	<b>状捕獲頭</b> 縈	女】 令	和6年2	月20日	時点	※狩狐	単での指	<b>非獲頭</b> 數	枚は除く					(頭)
年 度	地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(R1)	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	河辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RΖ	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	河辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K3	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
R4	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	雄和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	秋 田	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
R5	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K5	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3

# 【イノシシ】

秋田県が定める「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」および「秋田県第二種特定鳥獣管理計画(第2次イノシシ)」に基づき、生息域の拡大や個体数の増加に伴う農作物および人への被害を防止することを目的に、加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を実施し、捕獲の上限は制限しないものとする。

【有害鳥	<b>状捕獲頭</b> 養	女】 令	和6年2	月20日	時点	※狩狐	礼での排	濽頭縈	対は除く	•				(頭)
年 度	地 区	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(R1)	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	河辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
KZ	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
K5	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋 田	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R4	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
174	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	秋 田	0	1	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	6
R5	河 辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Κ.5	雄 和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	1	0	3	0	1	0	0	0	0	0	6

## 【アナグマ・タヌキ・ハクビシン等の中型動物】

秋田県が定める「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、農作物や家屋などの被害の対策、もしくは未然防止のため、市民や施設管理者等からの申し出に限り、加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲を行う。

## (有害鳥獣捕獲頭数)

(頭)

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
アナグマ	5	10	14	7	8
タヌキ	29	11	24	12	1
ハクビシン	58	65	56	58	33
テン	_	_	2	0	0

## 【カラス類・トビ・ドバト等の鳥類】

秋田県が定める「第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、農作物や家 畜への被害および糞などによる環境被害の発生のほか、航空機の安全運航のため、 市民や施設管理者等からの申し出に限り、加害個体や繁殖可能個体を中心に捕獲お よび卵の採取を行う。

## (有害鳥獣捕獲羽・個数)

(羽・個)

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
カラス類	13	16	14	2	2
カラスの卵	0	0	4	14	0
トビ	5	5	8	7	1
ドバト	0	0	0	0	0
スズメ	0	13	4	5	2
ムクドリ	0	0	2	1	5
キジバト	0	4	7	10	0

対象鳥獣	捕獲計画数等					
<b>刈</b> 多局訊	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
ツキノワグマ	第5次ツキノワグ マ管理計画に基づ く捕獲	第6次ツキノワグ マ管理計画に基づ く捕獲	同左			
ニホンジカ	第2次ニホンジカ 管理計画に基づく 捕獲	第3次ニホンジカ 管理計画に基づく 捕獲	同左			

イノシシ	第2次イノシシ管 理計画に基づく捕 獲	第3次イノシシ管 理計画に基づく捕 獲	同左
タヌキ、キツネ、ア ナグマ、ハクビシ ン、テン	加害個体や繁殖可 能個体を中心に捕 獲	同左	同左
カラス類、トビ、ド バト、スズメ、ムク ドリ、キジバト	加害個体や繁殖可 能個体を中心に捕 獲および卵の採取	同左	同左
カワウ	第1次カワウ管理 計画に基づく捕獲	同左	同左

※捕獲計画数は設定しない

#### 捕獲等の取組内容

#### 【ツキノワグマ】

捕 獲 手 段: 銃器および箱わな、手捕りによる共同捕獲

実施予定時期: 狩猟期間(11月1日から翌年2月15日まで)を除く期間

狩猟期間中、狩猟のできない場所(市街地や鳥獣保護区等)で 有害鳥獣捕獲の必要がある場合は、秋田県秋田地域振興局農林

部森づくり推進課と協議し定めるものとする

捕獲予定場所: 目撃や出没、過去の捕獲実績を基に銃器(※)による止め刺しが

可能である場所

農作物(水稲、野菜、果樹等)、養蜂、クリ、畜産等の被害が発

生または被害のおそれのある場所

※ やむを得ず銃器による止め刺しが困難な場所で捕獲対応する

場合、銃器による止め刺しが可能な場所まで運搬して止め刺しするか、麻酔銃(吹き矢を含む)と電気ショックによる止め刺しを秋田県に協力要請するかについて、秋田県自然保護課と協議

するものとする

, , , , , ,

#### 【ニホンジカ】

捕 獲 手 段: 銃器および箱わな、くくりわなによる共同捕獲

実施予定時期: 狩猟期間(11月1日から翌年3月15日まで)を除く期間

狩猟期間中、狩猟のできない場所(市街地や鳥獣保護区等)で

有害鳥獣捕獲の必要がある場合は、秋田県秋田地域振興局農林 部森づくり推進課と協議し定めるものとする 捕獲予定場所: 目撃や出没、過去の捕獲実績を基に銃器による止め刺しが可

能である場所

農作物(水稲等)や植林地(新芽や樹皮等)の被害が発生または

被害のおそれのある場所

【イノシシ】

捕 獲 手 段: 銃器および箱わな、くくりわなによる共同捕獲

実施予定時期: 狩猟期間(11月1日から翌年3月15日まで)を除く期間

狩猟期間中、狩猟のできない場所(市街地や鳥獣保護区等)で 有害鳥獣捕獲の必要がある場合は、秋田県秋田地域振興局農林

部森づくり推進課と協議し定めるものとする

捕獲予定場所: 目撃や出没、過去の捕獲実績を基に銃器による止め刺しが可

能である場所

農作物(水稲、野菜、イモ類等)や耕地などでの掘り起こし被

害が発生または被害のおそれのある場所

【タヌキ、アナグマ、ハクビシン等の中型動物】

捕 獲 手 段: 箱わなによる共同捕獲

実施予定時期: 通年

捕獲予定場所: 家庭菜園を含む農作物および家屋等への被害が発生もしくは

被害のおそれがあり、市民や施設管理者から箱わなによる捕

獲の申し出がされた場所

加害鳥獣駆除の依頼を受けた業者から申請された場所

【カラス類、トビ、ドバト等の鳥類】

捕 獲 手 段: 銃器および手捕り、箱わな(※)による捕獲

※ 高層建造物の屋上などに設置されてあるバードトラップ

実施予定時期: 通年

捕獲予定場所: 郊外において、農作物や家畜への直接被害が発生もしくは被害

のおそれがあり、市民や施設管理者等から駆除の申し出がされ

た場所

市街地において、フンなどの環境汚損が発生し、加害鳥類の駆

除を依頼された業者などから申請された場所

航空機の安全運行のため、施設管理者から駆除の申し出がされ

た場所

## ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

## 【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】

有害鳥獣による農作物等の被害防止のため、鳥獣被害対策実施隊によるわなやライフル銃以外の猟銃を用いた有害捕獲を実施しているが、ツキノワグマ等の大型動物に対し、半矢の防止や射程距離の延長による効率的な有害捕獲をすることから、ライフル銃の使用を必要とする。

## 【捕獲対象鳥獣】

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ

#### 【捕獲手段】

わな、ライフル銃による捕獲

【捕獲の実施予定時期および捕獲予定場所】

有害鳥獣捕獲許可による

## (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合

## (4)許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
	許可権限委譲済の鳥獣は次のとおり。 【第二種特定鳥獣】 ツキノワグマ (人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合に限る) 【狩猟鳥獣】 ハクビシン、ニュウナイスズメ・スズメ、ムクドリ、カラス類、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ 【非狩猟鳥獣】 トビ、ドバト、ゴイサギ

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

## (1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整 備 内 容	
<b>刈</b> 涿局訊	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当無し	_	_	_

# (2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取 組 内 容						
<b>为</b> 参照员	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	大滝山自然公園および手形山で追い上げ、追い払い活動(予察捕獲)を3月に実施	同左	同左				

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1) 関係機関等の役割

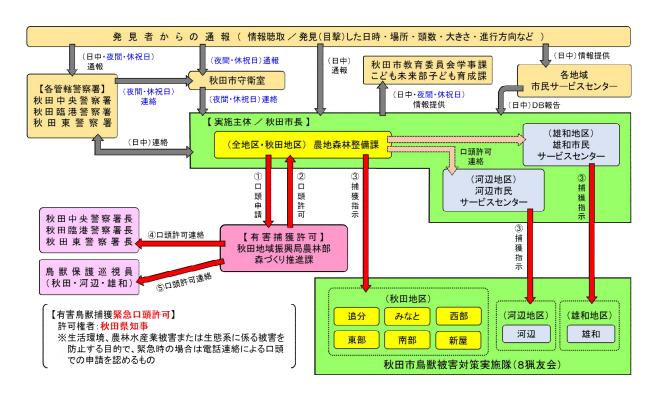
関係機関の名称	役 割
秋田市産業振興部 農地森林整備課	〇クマ等出没の緊急時、秋田市全体の体制を統括し次の対応 を行う。
	・生活環境、農林水産業被害または生態系を防止する目的で 捕獲を実施する場合の有害鳥獣捕獲許可申請

"	<ul> <li>・緊急時、生活環境、農林水産業被害または生態系を防止する目的でツキノワグマ等の捕獲を実施する場合の有害鳥獣捕獲の口頭許可申請</li> <li>・緊急時、人への被害を防止する目的でツキノワグマの捕獲を実施する場合の有害鳥獣捕獲の口頭許可(市町村への権限委譲の推進に関する条例)</li> <li>・秋田市鳥獣被害対策実施隊への出動要請</li> <li>・関係機関(県、実施隊、警察等)と連携した出没地域の現地調査や情報の収集</li> <li>・県、河辺および雄和市民サービスセンターとの連携による人身被害発生現場での調査ならびに県への報告</li> </ul>
	・県や実施隊、警察と連携した排除活動や捕獲活動の方針の
	検討 ・市教育委員会および子ども育成課への連絡 ・関係機関との連絡調整
	・ホームページ等による注意喚起や情報提供
秋田市市民生活部 河辺および雄和市民 サービスセンター	<ul> <li>○農地森林整備課と調整を図り、各地区のクマ等の鳥獣出没に対して、主体となって次の対応を行う。</li> <li>・秋田市鳥獣被害対策実施隊(河辺および雄和猟友会)への出動要請</li> <li>・関係機関(県、市実施隊、警察等)と連携した出没地域の現地調査や情報の収集</li> <li>・県、農地森林整備課と連携した人身被害発生現場での調査・市教育委員会への連絡や出没地域の町内会等への注意喚起</li> </ul>
猟友会(8地区)	<ul><li>○秋田市鳥獣被害対策実施隊として、市からの要請(有害鳥獣捕獲等)に基づいた活動を行う。</li><li>・市、警察と連携した出没地域の現地調査</li><li>・市、警察と連携した排除活動や捕獲活動</li></ul>
秋田市教育委員会	〇クマ出没の連絡に対して、次の対応を行う。 ・クマ等が出没した地区の小中高校へ目撃情報を連絡 ・児童、生徒の安全確保に向けた注意喚起メールの配信
秋田市こども未来部 子ども育成課	○クマ出没の連絡に対して、次の対応を行う。 ・クマ等が出没した地区の幼稚園や保育園へ情報を連絡 ・園児の安全確保に向けた注意喚起メールの配信
秋田県秋田地域振興 局農林部森づくり推 進課	<ul><li>○市からの申請等に対して、次の対応を行う。</li><li>・生活環境、農林水産業被害または生態系を防止する目的で捕獲を実施する場合の有害鳥獣捕獲等の許可</li><li>・緊急時、生活環境、農林水産業被害または生態系を防止する目的でツキノワグマの捕獲を実施する場合の有害鳥獣捕獲の口頭許可</li></ul>

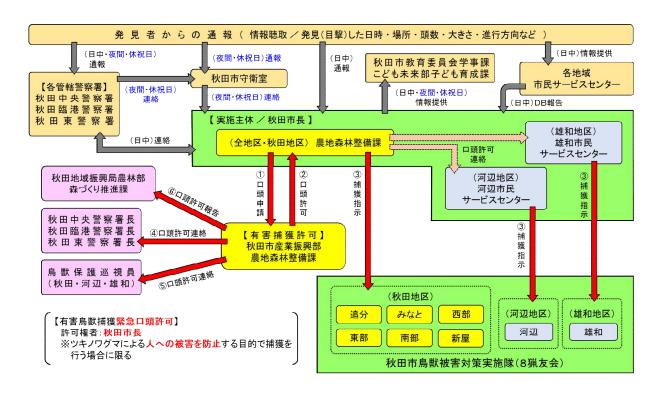
"	・市と連携した出没地域の現地調査への協力
	・市や実施隊、警察と連携した排除活動や捕獲活動の方針
	の検討
ツキノワグマ被害対	〇市からの要請に対して、次の対応を行う。
策支援センター	・市と連携した出没地域の現地調査への協力
(秋田県生活環境部	・市と連携した人身被害発生現場での調査
自然保護課内)	・市や実施隊、警察と連携した排除活動や捕獲活動の方針の 検討
	・麻酔銃(吹き矢も含む)の使用に関すること
秋田県警察本部	○管轄区域内のクマ出没に対して、次の対応を行う。
秋田臨港警察署	・関係機関(県、市、猟友会)と連携した出没地域の状況把握
秋田中央警察署	や情報の収集
秋田東警察署	・クマ等が出没した地域の巡回および住民への注意喚起
	・クマ等が出没した地域の学校教育機関等への連絡
	・必要に応じた交通規制および安全指導、誘導等の実施
	・県や市、実施隊と連携した排除活動や捕獲活動への協力
	・緊急時、現場の警察官による銃猟制限区域での警察官職
	務執行法第4条第1項の発令
	※令和2年10月30日付け警察庁丁保第188号

## (2) 緊急時の連絡体制

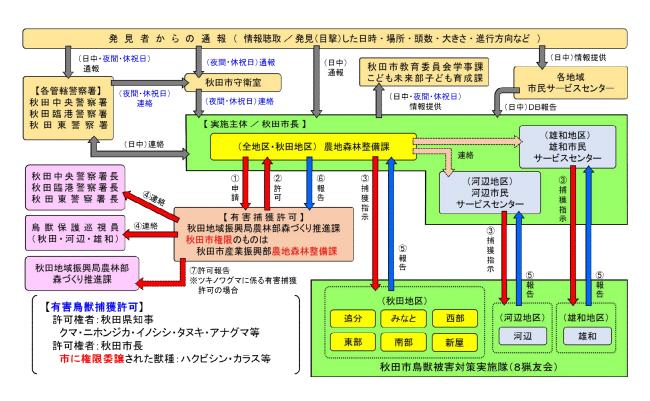
# 『有害鳥獣捕獲許可を取得していない場合』の口頭許可 (有害鳥獣捕獲許可区域外・期間外等)



# 『人への被害を防止する目的で捕獲を行う場合』の口頭許可



# 『通常の有害鳥獣捕獲許可事務の手順』



### 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、ならびに処理に関する法令等に基づき、適正に処理する。

# 【ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ等の大型動物】

秋田市鳥獣被害対策実施隊(猟友会)による資源の有効利用を基本とする。

- 〇有効利用: 秋田市鳥獣被害対策実施隊により衛生面に配慮のうえ、処理
- 〇焼 却:可燃ゴミとして、市内1箇所の秋田市総合環境センターで処理
- ・家庭で消費した場合の残さは、町内のごみ集積所への排出は可能
- 連搬時に飛散、流出しないように指定袋を二重にするなどの対策が必要

## 【豚熱感染疑いのある捕獲したイノシシの処理】

〇埋 設:埋却できる土地がないため不可

〇焼 却:事業系一般廃棄物として、市内1箇所の秋田市総合環境センターで

処理が可能(一定の搬入条件あり)

#### (主な搬入条件)

- ・未解体では受入れ不可
- ・搬入荷姿を1個当たり50cm四方以下のサイズとし、ポリ袋(二重以上)や 密閉容器(メディカルボックスなど)に梱包
- ・事前に秋田市総合環境センターへ連絡
- ・搬入者自ら搬入荷姿を投入ステージ(溶融棟5F)に運搬し、投入
- ・運搬に当たっては防護服(タイベック等)を着用

#### 【タヌキ・アナグマ・ハクビシン等の中型動物】

埋設および焼却による廃棄処分ならびに秋田市鳥獣被害対策実施隊(猟友会)による資源の有効利用を基本とする。

〇埋 設:野山に放置することなく、生態系に影響を与えないように処理

〇焼 却:可燃ゴミとして、市内1箇所の秋田市総合環境センターで処理

○有効利用:秋田市鳥獣被害対策実施隊により衛生面に配慮のうえ、処理

#### 【カラス類・ドバト等の鳥類】

埋設および焼却による廃棄処分を基本とする。

〇埋 設:野山に放置することなく、生態系に影響を与えないように処理

〇焼 却:可燃ゴミとして、市内1箇所の秋田市総合環境センターで処理

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	需要と供給、流通や販売などの環境が未整備であること から困難である。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、 動物園等でのと体給餌、 学術研究等)	県や教育機関等からの依頼により、捕獲した鳥獣の生態 調査などの研究に資する場合は、それに協力する。

## (2) 処理加工施設の取組

捕獲した対象鳥獣は、野生鳥獣肉の需要や事業の採算性、必要頭数の安定確保など多くの課題があることから、ジビエとして活用する計画はなく、処理加工施設の整備についても計画はしていない。

# (市内にある民間の食肉処理加工施設)

と畜場法に定める「と畜場」として、牛、馬、豚、めん羊および山羊の解体処理をするために許可を受けている施設であり、クマなどの野生鳥獣を解体処理する場合は、「秋田県食品衛生法施行条例」で規定されている食肉処理業の施設基準等に基づき、野生鳥獣肉を処理する施設を新たに整備する必要があることに加え、野生鳥獣肉の需要や事業の採算性、必要頭数の安定確保など多くの課題があることから、クマなどを解体・加工することは困難との見解である。

#### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

計画なし

#### 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

## (1)協議会に関する事項

協議会の名称	秋田市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
秋田市産業振興部農地森林整備課 (協議会事務局)	○協議会の運営に関すること ○全体(秋田・河辺・雄和)の統括に関すること
	○対象鳥獣の捕獲、駆除に関すること ・有害鳥獣捕獲許可申請(緊急口頭許可を含む。) ・クマ等捕獲調書の作成および県への報告 ・市実施隊の活動報酬費の算出
	・川夫肥隊の心對戦師員の昇山

_	
ll ll	・市実施隊との連絡調整、指示
	・関係機関と連携した秋田・河辺・雄和地区の現地 確認
	・箱わなやくくりわなの購入および維持修繕
	<ul><li>対象鳥獣捕獲等参加証明書の交付</li></ul>
	・市実施隊の隊員を証する証明書の交付
	・市実施隊員のライフル銃の所持許可申請に係る
	推薦書の交付
	〇農作物被害および人身被害の防止に関すること
	・下刈りや藪払い等の緩衝帯の整備(秋田県水と緑
	の森づくり税を活用した緩衝帯等整備事業)
	・誘引物(放任果樹等)の除去など生活環境改善に対
	しての助言
	・電気柵の設置や維持管理などに対しての助言
	・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練
	・農作物等の被害調査 〇豚熱に関すること
	○   ○   被害防止計画の策定に関すること
	・秋田市鳥獣被害防止計画の作成
	・住宅街等におけるクマ出没対応マニュアル策定
	・ツキノワグマゾーニング管理実施計画の検討
	〇カワウの生息調査に関すること
	〇農作物被害対策などの研修会への参加
	○関係機関との連絡調整に関すること
	・情報の共有や提供
	〇林道上の鳥獣死骸の処理
秋田市産業振興部農業農村振興課	〇カワウの生息調査に関すること 〇豚熱に関すること
	○
	○対象鳥獣の捕獲、駆除に関すること
(8地区猟友会)	・市との連絡調整、報告
・追分 ・みなと ・西部	・対象鳥獣の捕獲、駆除等の実施
・東部・南部・新屋	〇農作物被害および人身被害の防止に関すること
•河辺 •雄和	・誘引物(放任果樹等)の除去など生活環境改善に対
	しての助言
	・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練
	○捕獲技術の研鑽に関すること
	○新規狩猟者の確保や育成に関すること 

秋田県秋田地域振興局農林部森づくり推進課	○有害鳥獣捕獲許可(緊急口頭許可を含む。)に関すること ○狩猟登録などの猟政に関すること ○対象鳥獣の捕獲等に関する助言 ○クマの出没抑止のための「秋田県水と緑の森づくり税関係補助金」に関すること ・安全・安心な森整備事業(緩衝帯等整備事業)
秋田県秋田地域振興局	〇鳥獣被害防止計画の作成および実施に関する情報
農林部農業振興普及課	の提供や技術的助言、指導、その他必要な援助に 関すること
	・野生鳥獣による農作物等被害対策
  秋田県警察本部	管轄区域(表参照)における
秋田臨港警察署	〇関係機関との連絡調整に関すること
秋田中央警察署	・クマ等の目撃や被害状況などの情報収集および情
秋田東警察署	報の提供
	○住民生活の安全確保に関すること
	・クマ等が目撃、出没した付近のパトロールおよび 注意喚起
	・必要に応じた交通規制、誘導の実施
	○対象鳥獣の捕獲に関すること
	・市および市実施隊と連携した排除活動および捕獲
	活動の実施
	・緊急時、現場における警察官職務執行法第4条第    1項の発令
	〇人身被害の防止に関すること
	・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練
	・現場における警察官職務執行法第4条第1項を適
	用した訓練
	○銃器等の使用に関する指導、監督に関すること

## (参考)

名称	管轄区域
秋田臨港警察署	秋田市のうち 飯島、金足、上新城、港北、下新城、将軍野、外旭川、土崎港、寺内
秋田中央警察署	秋田市のうち 泉(北、菅野、中央、南、字登木に限る。)、牛島、大住、大町、御野場、卸町、川尻、川元、 旭南、旭北、高陽、山王、千秋、中通、楢山(石塚町、太田町、字石塚谷地、字太田沢を除 く。)、仁井田(字沖谷地、字刈切、字桑谷地、字五十五枚、字塚廻一番から百三十四番一 までを除く。)、茨島、保戸野、南通、八橋、新屋、下浜、豊岩、浜田、向浜
秋田東警察署	秋田市(秋田臨港警察署および秋田中央警察署の管轄区域を除く。)

秋田なまはげ農業協同組合	〇農作物被害に関する情報提供や鳥獣被害対策への
	提言、助言に関すること
秋田中央森林組合	〇森林被害に関する情報提供や鳥獣被害対策への提 言、助言に関すること

# (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
秋田市市民生活部河辺市民サービスセンター	○河辺地区における対象鳥獣の捕獲、駆除に関すること ・市実施隊(河辺猟友会)との連絡調整や指示 ・関係機関と連携した河辺地区の現地確認 ○農作物被害および人身被害の防止に関すること ・誘引物(放任果樹等)の除去など生活環境改善に対しての助言 ・電気柵の設置や維持管理などに対しての助言 ・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練 ・農作物等の被害調査 ○関係機関との連絡調整に関すること ・情報の共有や提供 ・農地森林整備課への連絡
	・農地森杯整備課への連絡 〇林道上の鳥獣死骸の処理
秋田市市民生活部雄和市民サービスセンター	<ul> <li>○雄和地区における対象鳥獣の捕獲、駆除に関すること</li> <li>・市実施隊(雄和猟友会)との連絡調整や指示・関係機関と連携した雄和地区の現地確認</li> <li>○農作物被害および人身被害の防止に関すること</li> <li>・誘引物(放任果樹等)の除去など生活環境改善に対しての助言</li> <li>・電気柵の設置や維持管理などに対しての助言・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練・農作物等の被害調査</li> <li>○関係機関との連絡調整に関すること・情報の共有や提供・農地森林整備課への連絡</li> <li>○林道上の鳥獣死骸の処理</li> </ul>
ツキノワグマ被害対策支援センター (秋田県生活環境部自然保護課内)	<ul><li>○全体計画の支援に関すること</li><li>○対象鳥獣の捕獲、駆除に関すること</li><li>・関係機関と連携した現場状況の把握</li></ul>

"	・関係機関と連携した排除および捕獲活動の方針検討
	・麻酔銃(吹き矢も含む)の使用に関すること
	○クマの生態や被害対策に係る助言および普及活動
	に関すること
	・誘引物(放任果樹等)の除去など生活環境改善に対
	しての助言
	・電気柵の設置や維持管理などに対しての助言
	・関係機関と連携したクマ等出没時想定訓練
	・クマに関する出前講座の実施
	○関係機関との連絡調整に関すること
	・情報の共有や提供
	IN THE POST OF THE
	〇鳥獣被害防止特措法の施行に関すること
The second secon	〇鳥獣被害防止計画に関すること
	〇野生鳥獣による被害対策に関すること
	〇野生鳥獣による農作物被害状況および被害額のと
	りまとめに関すること
	〇国の鳥獣被害防止総合対策交付金に関すること
秋田県農林水産部森林環境保全課	〇クマの出没抑止のための「秋田県水と緑の森づく
	り税関係補助金」に関すること
	・安全・安心な森整備事業(緩衝帯等整備事業)
秋田市教育委員会	〇人身被害の防止、注意喚起に関すること
学事課	・クマ等が出没した地区の小中高校への周知
	・児童、生徒の安全確保や注意喚起
秋田市こども未来部	〇人身被害の防止、注意喚起に関すること
子ども育成課	・クマ等が出没した地区の幼稚園、保育園への周知
	・園児の安全確保や注意喚起
秋田市観光文化スポーツ部	〇カモシカの保護に関すること
文化振興課	〇農作物被害防止対策業務に関すること(県教育庁
	文化財保護室所管事業の防護網・忌避剤設置等被
	害防除対策)
	・営農者等に対する畑地等への侵入防護網の支給
	・市民への忌避剤、忌臭袋の交付

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

## 【設置】

農作物被害および人身被害を防止するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(第9条第1項)」の規定に基づき、平成30年4月1日に秋田市鳥獣被害対策実施隊を設置し、運用を開始

#### 【活動内容】

秋田市鳥獣被害対策実施隊として市から任命された猟友会員は、秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則に基づき、同規則事務取扱要綱ならびに有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領を遵守し、次の活動を行う。

- ア 秋田市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に関すること
- イ 秋田市鳥獣被害防止計画の対象とする鳥獣の捕獲および駆除ならびに処分に関すること
- ウ 鳥獣による被害を防止する技術等の向上、普及および指導に関すること

#### 【隊員の構成】

次に掲げる者の内から市長が指名または任命された者とする。

- ア 鳥獣捕獲等の業務を担当する秋田市の職員
- イ 一般社団法人秋田県猟友会の下部組織で、秋田市に所在する猟友会に属する者のうち、所属する猟友会長からの推薦を受け、かつ隊員に任命されることを承諾した者
- ウ 対象鳥獣の捕獲等に積極的に取り組むことが見込まれる者として市長が認 める者

# 【身 分】

隊員は、地方公務員法に規定する特別職の職員で非常勤とする

#### 【任期】

隊員の任期は3年とし、再任は妨げないものとする 途中加入の隊員の任期は、任命日から任命期間の満了日同日とする

## 【資格要件】

(銃 猟)

- ア 第一種銃猟狩猟免状を所持し、適正な捕獲技術を有する者
- イ 申請当該年度または直前の年度に秋田県の狩猟者登録をされた者
- ウ 使用する銃器(ライフル銃またはライフル銃以外の猟銃)は、猟銃所持許可証 の用途に有害鳥獣駆除が許可されていること

#### (わな猟)

エ わな猟狩猟免状を所持し、適正な捕獲技術を有する者

#### 【隊員数(令和6年1月31日時点)】

- 隊 長 1名(秋田市産業振興部農地森林整備課長)
  - ・秋田市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する課の長

#### 副隊長 8名(各猟友会の会長または副会長等)

- ・事務局と連絡調整し、隊員に指示をする者
- ・捕獲や追い払いなどの活動をする者

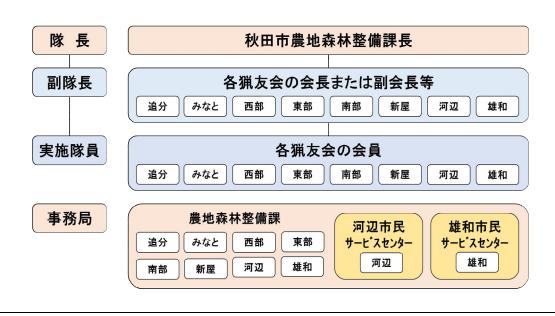
## 隊 員 174名(各猟友会の会員)

- ・副隊長の指示により、捕獲や追い払いなどの活動をする者
  - ①追分 猟友会 18名 ②みなと 猟友会 35名
- ③西部 猟友会 33名 ④東部 猟友会 29名
- ⑤南部 猟友会 17名 ⑥新屋 猟友会 20名
- ⑦河辺 猟友会 11名 ⑧雄和 猟友会 11名

#### 事務局 13名(隊長を除く)

- 秋田市の有害鳥獣捕獲等の業務を担当する職員
  - ①農地森林整備課 6名(全地区)
  - ②河辺市民サービスセンター 3名 (河辺地区)
  - ③雄和市民サービスセンター 4名(雄和地区)
- ※人事の定期異動等により、担当職員数は変動する

#### 【秋田市鳥獣被害対策実施隊 構成図】



#### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

# 【住宅街等におけるツキノワグマ出没対応マニュアルの運用】

クマによる人身被害の発生や目撃、出没情報が多く寄せられ、住民の生活を脅か している状況から、クマが住宅街等に出没した際における人身被害を防止すること を目的として、令和2年10月に策定、運用している「住宅街等におけるツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、秋田県、警察、猟友会などと連携し、クマが住宅街等に出没した際における基本的な対応方針(住民への注意喚起と安全確保、連絡体制、緊急口頭許可と捕獲範囲、住宅街等への銃器(猟銃)の携帯および使用)により、緊急的な対応を実施する。

## 【想定訓練(机上・実地)の実施】

住宅街等におけるツキノワグマ出没対応マニュアルに基づき、住宅街等にツキノワグマやイノシシなどの鳥獣が出没をした際、関係機関(市、警察、市実施隊等)の役割や手順などを確認、共通の認識により排除または捕獲の体制強化に努める。また、今後の現場対応のあり方について、過去の事象を検証し体制強化に努める。

## 【ツキノワグマ被害対策支援センターの積極的な活用】

現地確認において、センター専用のSNSを利用することにより、撮影した鳥獣のフンや足跡などからいち早く鳥獣の特定につながることから、積極的にセンターを活用し、市民の不安を解消することや必要に応じた対策を講ずることなどに役立てる。

#### 【情報の収集および発信】

クマ等を目撃しても面倒で通報しない市民が多いことから、気軽に通報できるよう 7 箇所全ての市民サービスセンターでも情報を受け付けできる体制を整える。

情報の発信については、SNS等を活用したより迅速な情報発信のほか、県が運用する「ツキノワグマ等情報マップシステム(クマダス)」を活用し、効果的・効率的な情報を発信する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

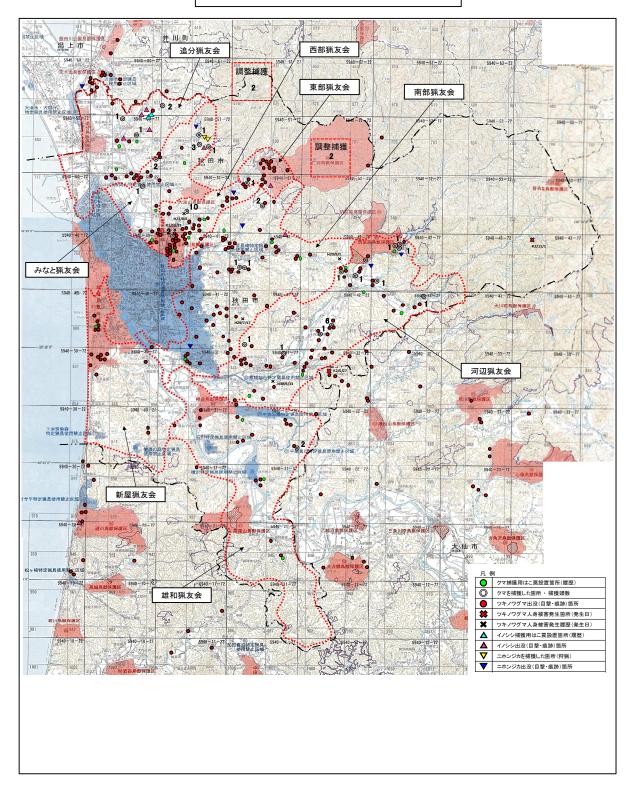
計画期間内であっても、生息状況および社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

ただし、この計画に定めのない事案が現場で発生し、緊急を要する場合はその都 度関係機関と協議し、その結果に基づき実施するものとする。

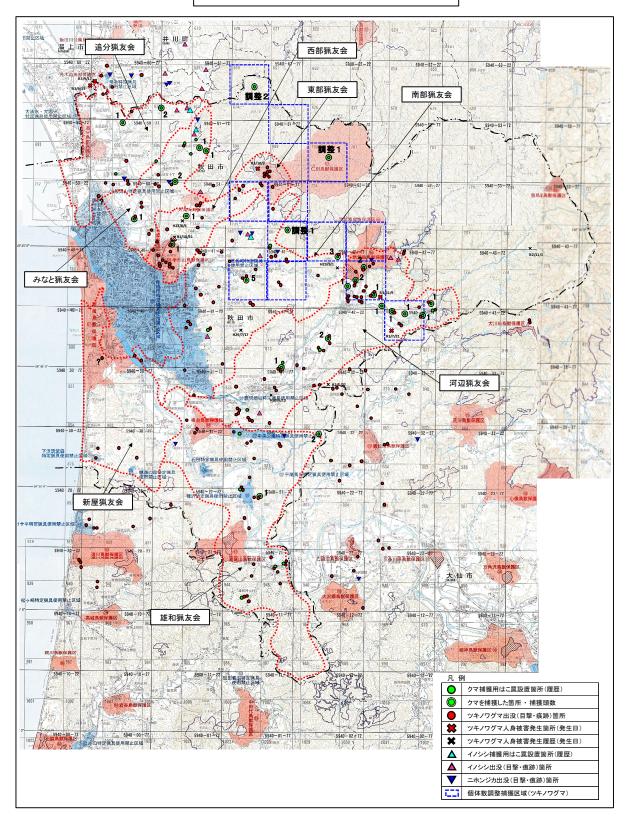
計画期間中に秋田県が策定を予定している「秋田県第二種特定鳥獣管理計画」の(第5次ツキノワグマ)、(第2次イノシシ)、(第2次ニホンジカ)については、策定後、それぞれ(第6次ツキノワグマ)、(第3次イノシシ)、(第3次ニホンジカ)と読み替え、その内容に従うものとする。

鳥獣被害対策実施隊の3期目(任期:令和6年4月1日~令和9年3月31日)の途中で加入や脱退、異動等に伴う人員に変更が生じた場合であっても、計画の変更は行わないものとする。

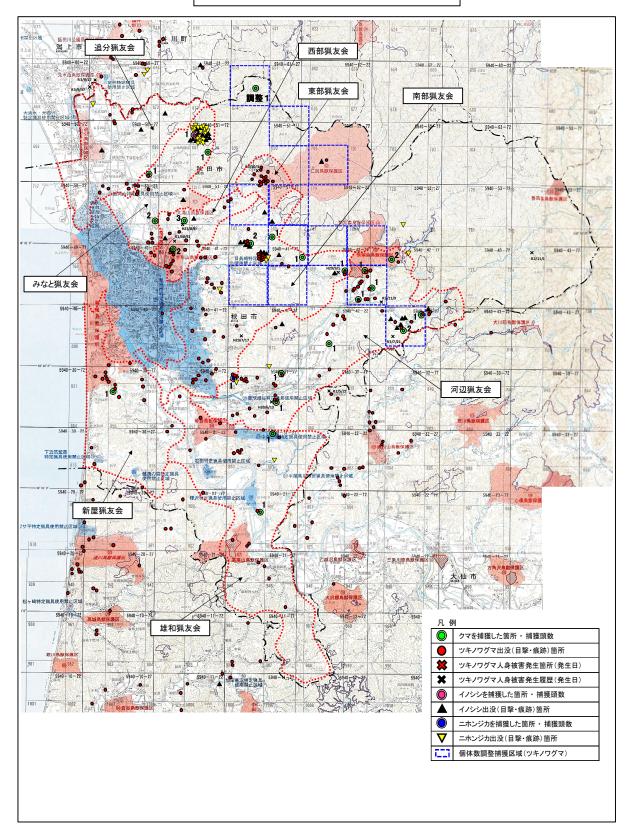
#### 令和2年度 有害鳥獣目撃・捕獲箇所図



#### 令和3年度 有害鳥獣目撃·捕獲箇所図



#### 令和4年度 有害鳥獣目撃・捕獲箇所図



令和6年2月25日時点

#### 令和5年度 有害鳥獣目撃・捕獲箇所図

